

# 平成19年度第3回大阪府都市計画公聴会の開催について

大阪府都市計画公聴会規則(昭和44年大阪府規則68号)第2条の規定により、下記の都市計画変更案の作成について、次のとおり公聴会を開催します。

## 1 公聴会開催の日時及び場所

(1) 日 時 平成20年3月18日(火) 午前10時から

(2) 場 所 大阪府庁新別館北館4階  
大阪府職員会館多目的ホール  
(地下鉄「谷町4丁目」駅下車)

## 2 公述及び傍聴の申出に関する事項

### (1) 公述の申出手続

公聴会で意見を述べることを希望される方は、知事あてに住所、氏名(法人の場合は名称)、利害関係人にあっては利害関係の内容、意見の要旨を記載した公述申出書(様式指定)の提出が必要です(提出方法は郵送または持参)。

### (2) 傍聴の申出手続

公聴会の傍聴を希望される方は、住所、氏名及び電話番号を記載したはがき又は電子メールにより申し込んで下さい。先着順で受け付けます(定員200名)。

## 3 公述の申出先及び問合せ先

大阪府都市整備部総合計画課

住所：540-8570(大阪府庁専用郵便番号)

大阪市中央区大手前二丁目

電話：06-6944-6777(ダイヤルイン)

電子メール：sogokeikaku@sbox.pref.osaka.lg.jp

## 4 公述及び傍聴の申出期間

平成20年2月25日(月)から同年3月10日(月)まで〔必着〕

# 北部大阪都市計画

## 1 作成しようとする都市計画の変更の案の概要

### (1) 道路

都市計画 区域名	対象市名	路線名	変更区域	変更内容
北部大阪	高槻市	南平台日 吉台線	日吉台一番町、日吉 台六番町及び宮が谷 町地内	線形の変更

### (2) 土地区画整理事業

都市計画 区域名	対象市名	名称	変更区域	変更内容
北部大阪	摂津市	摂津第 一土地 区画整 理事業	南千里丘、香露園、昭 和園、桜町一丁目、桜 町二丁目、学園町一 丁目、学園町二丁目、 三島一丁目、三島二 丁目、三島三丁目、鶴 野一丁目、鶴野二丁 目、鶴野三丁目及び 鶴野四丁目地内	区域面積の変更 (基盤整備等が進んだ 区域における都市計画 を廃止する) 約 116.3ha 約 48.6ha
		鳥飼土 地区画 整理事 業	鳥飼野々二丁目、鳥 飼野々三丁目、鳥飼 本町一丁目、鳥飼本 町二丁目、鳥飼本町 三丁目、鳥飼本町四 丁目、鳥飼本町五丁 目、鳥飼中二丁目、鳥 飼中三丁目、鳥飼新 町一丁目、鳥飼新町 二丁目、鳥飼銘木町、 安威川南町、鳥飼八 町一丁目、鳥飼八町 二丁目、鳥飼上二丁 目、鳥飼上三丁目、鳥 飼上四丁目及び鳥飼 上五丁目地内	区域面積の変更 (基盤整備等が進んだ 区域における都市計画 を廃止する) 約 238.0ha 約 200.8ha

## 2 作成しようとする都市計画の変更の案の掲示場所及び掲示期間

### (1) 掲示場所

掲示場所	
市役所	府庁
高槻市都市産業部都市政策室 摂津市都市整備部都市計画課	都市整備部総合計画課

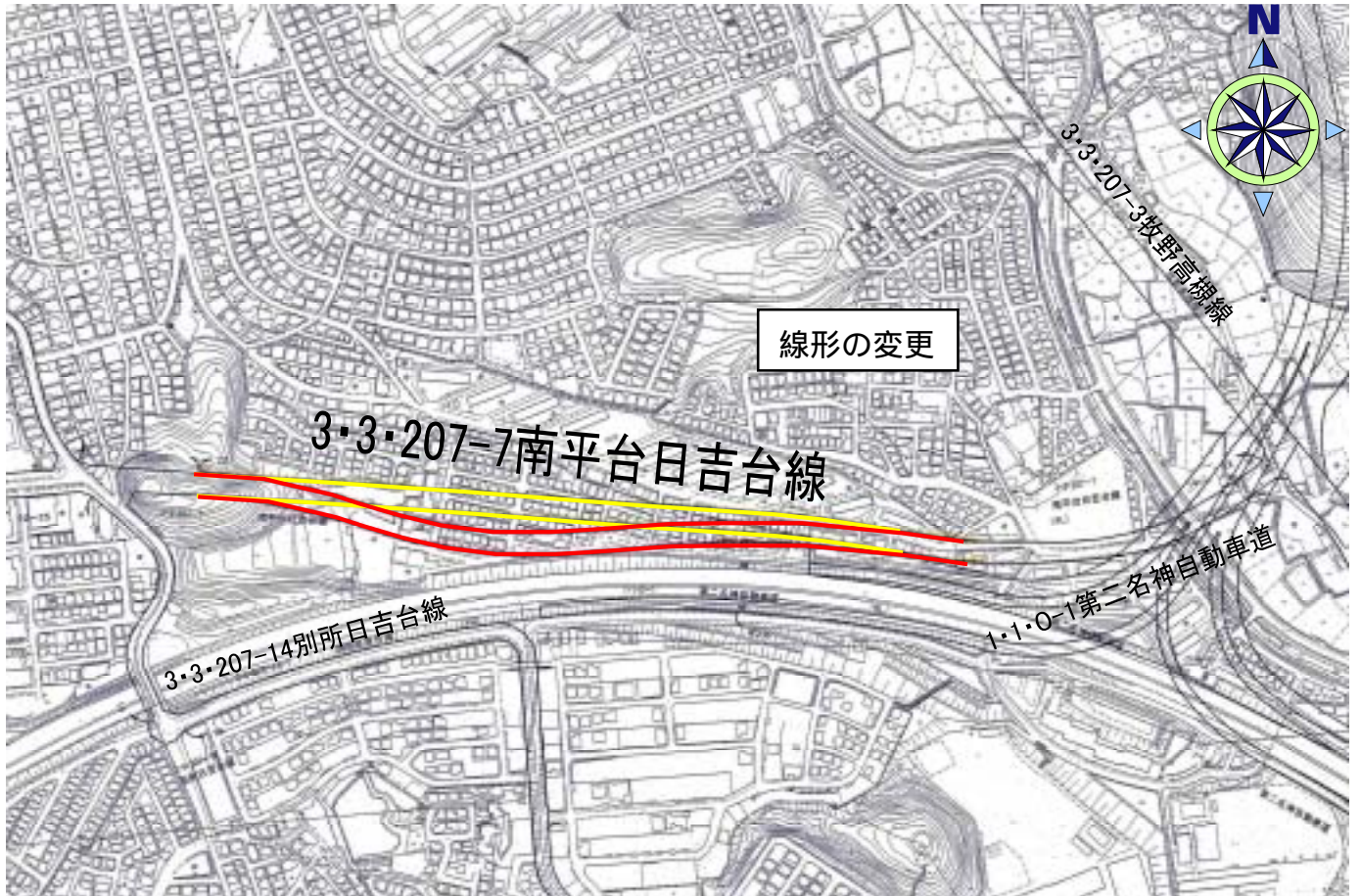
### (2) 掲示期間

平成20年2月25日(月)から同年3月10日(月)まで



# 【高槻市域】

## 計 画 図



凡 例	
	変更前
	変更後

# 位置図

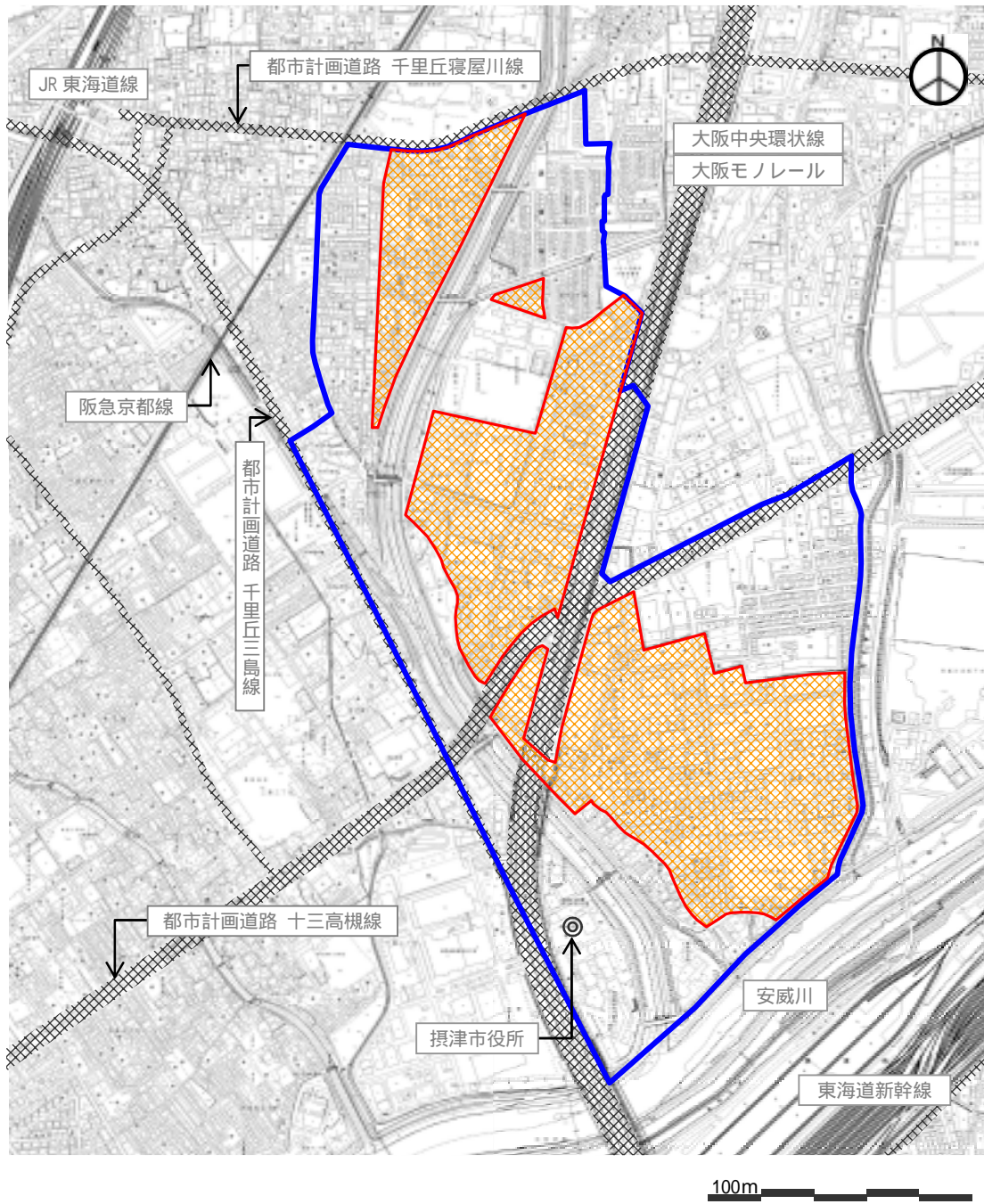
北部大阪都市計画土地地区画整理事業の変更





- 凡例
- 都市計画区域
  - 市街化区域
  - 市町界

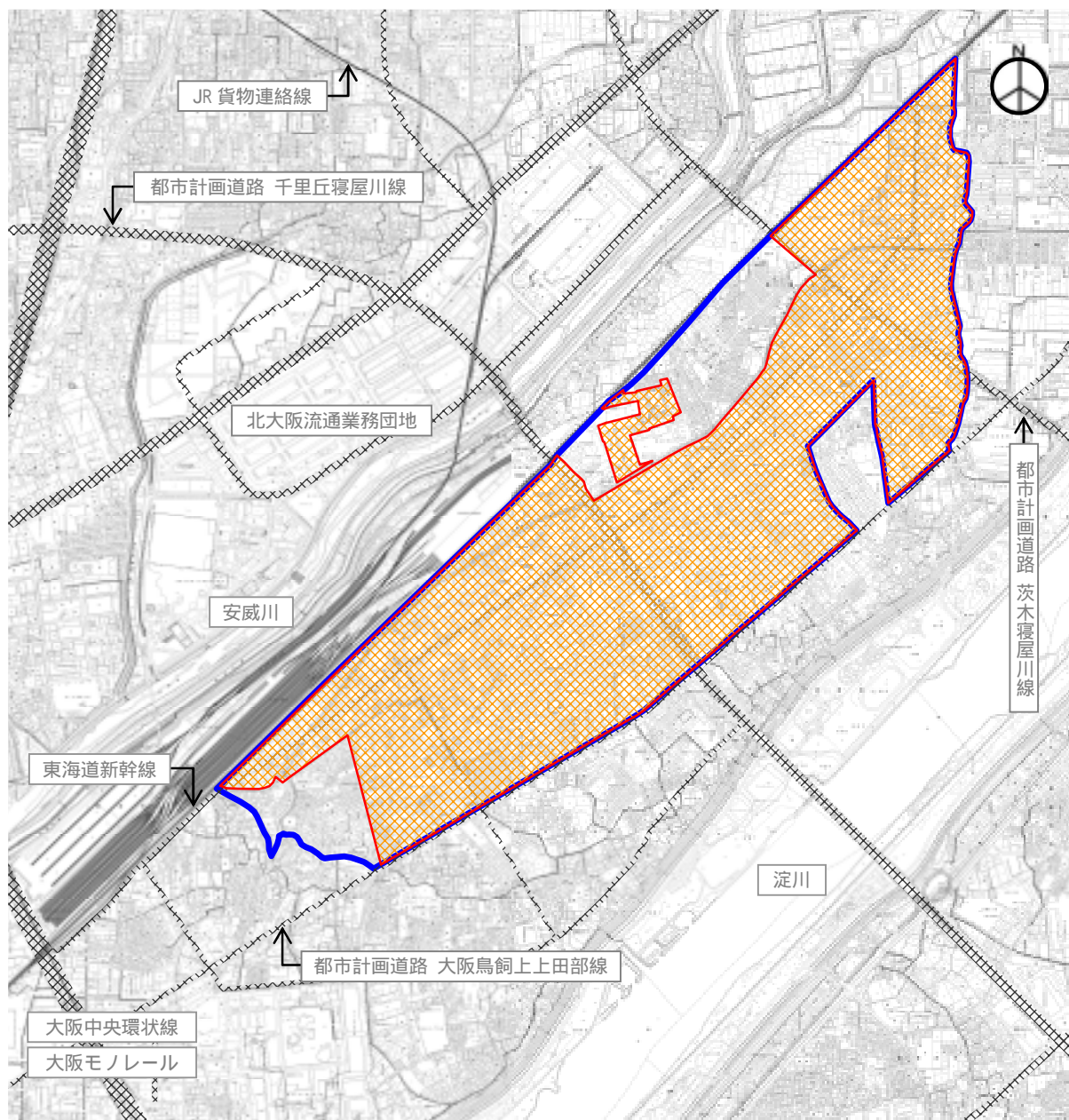
東部大阪都市計画区域

# 摂津第一土地区画整理事業（摂津市）





凡 例	
	摂津第一土地区画整理事業の区域（変更前）
	摂津第一土地区画整理事業の区域（変更後）

# 鳥飼土地区画整理事業（摂津市）



200m

凡 例	
	鳥飼土地区画整理事業の区域（変更前）
	鳥飼土地区画整理事業の区域（変更後）